

移動支援事業者の皆様

世田谷区障害福祉担当部

障害施策推進課長 竹花 潔

平成29年度 移動支援事業に関する制度の変更について

日ごろより、障害福祉サービスにご尽力いただきありがとうございます。

さて、平成29年4月より、下記のとおり移動支援事業に関する制度を一部変更しましたので、お知らせいたします。事業者の皆様へのお知らせが遅くなってしまい、大変申し訳ございません。変更内容につきましては、下記をご参照ください。

また、世田谷区ホームページの移動支援事業に関する情報も、近日中に更新いたしますので、併せてご確認ください。

記

1 短期入所施設の利用にかかる移動支援

(1) 生活介護施設と短期入所施設間の移動

現 行 通所にかかる移動支援の支給決定がない場合でも、一般の移動支援の支給決定があれば、生活介護施設から短期入所施設への移動について、移動支援事業の利用を認めています。

変更後 上記の反対の経路である短期入所施設から生活介護施設への移動を含め、生活介護施設と短期入所施設での双方向の移動について、一般の移動支援の支給決定による利用を認めます。

(2) 就労継続支援施設と短期入所施設間の移動

現 行 就労継続支援施設は、自力通所が前提の施設であるため、特例として一時的に認める場合を除き、通所にかかる移動支援の支給を行っておりません。

変更後 家族の傷病、遠方への外出など緊急を要する場合に、就労継続支援施設と短期入所施設間での双方向の移動について、一般の移動支援の支給決定による移動支援事業の利用を認めます。

2 視覚障害者の通勤にかかる移動支援

現 行 同行援護サービスは、通勤など経済活動にかかる外出の際に利用することができません。また移動支援事業においても、経済活動にかかる外出の支援は認めておりません。

変更後 視覚障害者が、転入・転居したばかりで土地勘がない場合など、通勤にあたり支援を要する場合に、通勤に慣れるまでの期間（3か月程度）、移動支援事

業の利用を認めます。

3 若年性認知症患者への移動支援

現 行 「介護保険制度の対象となる認知症患者」は、精神障害者保健福祉手帳を有していても、移動支援事業の対象となりません。

変更後 「介護保険制度の対象となる認知症患者」についても、精神障害者保健福祉手帳を有している65歳未満の若年性認知症患者で、必要と認められる場合には、移動支援事業の対象となります。

4 宿泊を伴う移動支援

現 行 宿泊を伴う旅行等については、ヘルパーが宿泊して支援する移動支援事業の利用は認めておらず、ヘルパーが宿泊した場合に日中のみをサービス費として算定し請求を行うことも出来ません。

変更後 宿泊を伴う旅行等であっても、目的地までの往復の移動及び目的地での移動に伴う支援については、移動支援サービス費として算定することを認めます。なお、ヘルパーの旅行費用や食事代等については、利用者とヘルパー（又は移動支援サービス事業所）との私的な取決めによることとなります。

5 その他

上記1-(2)、2、3について、個別の事情等に応じた必要性の判断については保健福祉課にご相談ください。

[申請・お問い合わせ先]

- 制度に関するお問い合わせ先

障害福祉担当部 障害施策推進課	TEL 03-5432-2414	Fax 03-5432-3021
-----------------	------------------	------------------

- 相談窓口（申請や支給決定に関するお問い合わせ先）

地域	電話	FAX
世田谷総合支所 保健福祉課	03-5432-2865	03-5432-3049
北 沢総合支所 保健福祉課	03-3323-1734	03-3323-9925
玉 川総合支所 保健福祉課	03-3702-2092	03-5707-2661
砧 総合支所 保健福祉課	03-3482-8198	03-3482-1796
烏 山総合支所 保健福祉課	03-3326-6115	03-3326-6154